

原告 白子民彦
被告 北詰淳司

2012 年 12 月 28 日

東京地方裁判所立川支部
民事第3部2B係 御中

原告準備書面 1

原告 白子民彦

1 偏頗する訴訟指揮 違法な送達

訴状には原告が裁判所に求める判決の内容を”請求の趣旨”として簡潔に記している、”請求の原因”は請求の趣旨を補充し、請求の特定に必要な事実を指している。訴状は訴訟の要件を満たしており、必要的記載に不備があれば、簡裁の裁判長から補正命令がされている。

然るに初口頭弁論で市川正巳裁判長は、訴状の内容が不明確であり、改めて請求原因を述べる書面の提出を求めた。

この要求は到底に承服し難く、原告には偏頗した訴訟指揮と思料せざるを得ない。

私人間の紛争である民事裁判とは、権利の発生・障害・消滅の法律効果を組み合わせた請求趣旨(訴因)に、相手の反証・反論によって、裁判所の判断が形成される。訴訟の結果は、これらの要件に該当する具体的事実が、認められるかどうかによって依拠する。

本訴訟の提訴は3月16日である、それが280日後の初口頭弁論とは、明らかに公正で迅速な裁判を受ける権利を侵害している。

また看過ならぬ事実は、送達で始まり送達で終える裁判に、訴訟事務手続きの過程で幾つかの郵便法違反が発覚している、これは強行規定違反であり問答無用で送達は無効である。

簡裁からの郵便封筒の郵券には消印がない、また被告が即時抗告した東京地裁第4民事部から特別送達の経路表示は不正であり、更にこの500円郵券二枚には特殊インクが塗られている、初口頭弁論の期日通知がFAXというのも奇異である、このような奇怪面妖な意思送達に始まる裁判に、公正らしさは期待できない。証拠甲第10号証

答弁書を当日に提出する被告の不遜無礼に加えて、前日の出来事まで答弁書に記している、被告は要件事実に係る反論・反証のみを主張しなければならない、それが出来ないのであれば、別訴すべきである、答弁書の不陳述から認否は先送りされた。事案の解決が遅れてしまった、責められるべきは被告の不誠実な訴訟活動である。

2 提訴からの手続き過程・経緯

訴状は2012年3月16日に八王子簡易裁判所に提出した、しかし被告は訴状の受取拒否をして、簡裁からは送達調査依頼書が届き、再送達に係る上申書を提出した。9月に東京地方裁判所第4民事部は、被告の即時抗告を棄却決定した。10月25日、立川支部民事第3部から、期日呼出状が特別送達ではなく、FAXで送られてきた、折り返し期日請書をFAXで送った。

被告は裁判所からの特別送達の宛名が「淳司」であるところ「敦司」とあり、これを理由に受取拒否した、しかし別途に既製封筒に「敦司」として送ったところ受領した。訴訟当事者の氏名は通称や芸名でも構わない、しかし被告は一人であるから「淳司」「敦志」の二名の記載は不適正であり、また会社代表とあるのも虚実記載である。

立川支部移送決定に対して、被告は東京地方裁判所への移送申立する即時抗告をした、この理由は以下のとおりである。

①被告は病身だから。②相手方は東京地裁に来ているから。③相手方は謝罪をしているから。④提訴は嫌がらせ目的だから。⑤反訴をするから東京地裁に移せ。

偽計した訴状の受取拒否から、体だけは健勝そのものの被告は、詐病を理由に移送変更申立をした、更に不陳述になるのが判る答弁書を提出した。早期に争点を明らかにすることによって、事件の迅速適切な解決に資することを目的とした提訴は、遅れに遅れて訴状提出から280日を経て初口頭弁論が開かれた。

被告の不誠実・意図的な訴訟の遅延工作、また当日に提出する答弁書には「迫って認否する」とすべきところ、長々と7頁に及ぶ落書き書面の提出をした。被告には本人訴訟は無理である、代理人に委任すべきだ、それでなければ二回期には、請求趣旨の各項に対して、簡潔に認否する答弁書を提出せよ。

2 提訴に至る要因と目的

訴状の3頁上段で述べているが、被告は長年に亘り裁判不正を糾弾する”社会運動家”であり、民事・刑事訴訟法には造詣が深く、非弁行為紛いの法律相談をしている。この被告の危うい行動に些かの関心を抱いていた、被告が起訴されて一審の法廷は17～18回と知り、即日結審が多い刑事裁判に於いて特段の関心事となった。

一審の執行猶予判決から東京高裁第9刑事部で、控訴審が行われていることを知った、しかしこの期日が判らなく傍聴は適わなかった。この第9刑事部には原田國男裁判官がいる、原告はこの原田判事の有罪答弁紛いのトリック証拠調から検事面前調書・公判調書が偽造されて、判決原本の存在自体が疑わしい、非判決で懲役刑を科せられる偽装刑事裁判がされたものと、刑事訴訟記録から確信をしている、原田裁判長の自筆署名のある判決謄本を探し続けている。

1996年当時の八王子支部では、有罪判事原田國男の名で知られていた、この原田が2001年9月、東京高裁刑事部総括判事となり改悛・豹変した、8年間に何と24件もの逆転無罪判決をしている。証拠甲 11 号証

2008年3月3日、原田國男裁判長の最後の24件目の逆転無罪判決がされた、ところが被告は2009年8月5日に、逆転無罪判決を勝ち取ったとネット上で広言している。これはどうしたことか、被告は逆転無罪の事実のみ声高に叫ぶが、判決書の主文の一頁のみ公開して、判決理由は明かさない。

原告に即日結審で懲役刑を科したのは原田国男である、判決書の原田の署名が不審であり、原田本人に何度も問合せをして、また認証書記官・押田美由貴にも、署名の真正を糾す文書を送ったが、現職書記官・押田は受取拒否して、この本人限定郵便は返戻された。

原告の刑事裁判は、非判決で実刑がされる偽装裁判でないかと、長年に亘り思料し続けている、この証明は判決原本を見れば瞬時に解決する。

しかし保管検察庁は刑事訴訟法・規則で定められている、判決謄本の交付は拒否して判決抄本しか渡さない。

この閉塞状況に原田國男の署名がある、被告の判決謄本は何としてでも見たい。

被告は国民の法益を護ると称して、何度となく裁判司法被害者の組織を立上げて壊す、集結した会員は全て除名処分、女性会員にはストーカー行為をする。

被告の東京高裁前での街頭演説は一部では知られている、この被告が極めて稀な逆転無罪判決を受けて、その報道は全くされない。

冤罪被害者でなくとも関心事である、裁判所の記録に残らない逆転無罪判決が有るならば、当然に判決原本が存在しない偽装判決もある。

原告が提訴したことから、やっと被告は一、二審の刑事判決書全文を公開した、そして被告のブログには「始めて判決書を読んだ」

逆転無罪判決から三年二月を過ぎて、始めて判決理由を知ったというのである。

開示された判決書の裁判官名は印字だが、原告の一、二審判決書は署名・押印がある、刑事判決謄本の裁判官名は署名・押印である筈だ。

結語

再度に、請求原因を仔細に述べた書面を提出せとの指示であるが、以上のとおり不審な送達、また刑事判決謄本の裁判官名の印字疑惑、これを調査・検証するには今暫くの時間が必要である。

準備書面の提出期限は本日28日と決められたが、二回期は2月4日であり、また被告の答弁書も出されていない状態で、この性急には従いかねる。

更に被告への書面の郵送・FAX送信の禁止も、迅速な裁判・裁判の効率化からも反している。

提訴から280日、訴状の受取拒否した被告は、答弁書を初口頭弁論の当日に持参した、この被告に十分な反論を保証をすることで一月以上の時間を与えて、原告には再度の立証責任を科す所為に裁判官忌避も視野に入れている。

千歩譲っても、被告がいう名誉毀損・信用毀損行為は、事実の公益性・目的・真実性を具備しており、不可罰とされるものである、これら準備書面2で論証する。

以上

証拠方法 甲第10号証から甲第11号証まで提出する。